○国土交通省告示第二百三十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道弘前線	青森県八戸市大字八幡字南二七番二から福島県福島市大字八ノ内九番三まで	平成二十七年二月十八日〇時

○国土交通省告示第二百三十七号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第百十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である一般財団法人ハートステーションから代表者の氏名を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十七年二月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　代表者の氏名の変更

変更前	和氣　猛仁
変更後	坂本　久

二　変更する年月日　平成二十六年六月九日

○関東地方整備局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　高崎都市計画道路事業三・三・七号前橋長瀞線及び三・四・四十四号矢中下斎田線

三　事業施行期間　自平成二十七年二月十七日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県高崎市綿貫町字三反割、字反町、字堤、字堤西及び字千葉西並びに岩鼻町字塚合、字延養寺、字天神、字赤城及び字坂上北地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十七日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	上越市大字寺一〇八四番一から同市大字寺町字七四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月十七日

○北陸地方整備局告示第十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年二月十七日

北陸地方整備局長　野田　徹

第１　起業者の名称　石川県

第２　事業の種類　県央土木総合事務所移転改築事業

第３　起業地

１　収用の部分　石川県金沢市直江町地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、石川県金沢市直江町地内における9,791.45㎡を起業地とする「県央土木総合事務所移転改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

土木総合事務所は、石川県組織規則（昭和39年石川県規則第23号）第15条第10号の規定に基づき設置された社会資本整備や災害対策などの業務を所掌する施設である。

起業者である石川県は、県内を５分割して、それぞれの区域に土木総合事務所を設置しており、県央土木総合事務所（以下「県央事務所」という。）は、県庁所在地である金沢市など２市２町を所管区域とする施設である。

県央事務所の施設を整備する本件事業は、法第３条第31号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である石川県は、石川県耐震改修促進計画（平成19年６月）に基づき、管理する建築物について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定による現行の耐震基準に適合するよう、計画的に耐震化を進めてきたところであり、本件事業に係る事業の認定申請時において、県央事務所を除く全ての土木総合事務所について耐震化が完了している。

現在の県央事務所は、昭和44年に建築された施設であり、現行の耐震基準に適合していないことから、大規模な災害が発生した場合、施設自体が倒壊する危険性を有している。

このようなことにより、県央土木総合事務所移転改築事業が計画されたものであり、また、平成26年10月の石川県議会において、本件事業の予算措置が講じられていることなどから、起業者である石川県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

県央事務所は、金沢市、かほく市、河北郡津幡町及び河北郡内灘町（以下「現在の所管区域」という。）の２市２町を所管しており、社会資本の整備・管理などの業務を所掌している施設であることに加えて、災害の発生又は災害の発生するおそれがある場合には、所管区域の巡視点検や災害発生箇所の被害状況の調査及び災害復旧対策の監督等の業務を行う災害復旧の拠点となる役割も担っている。

また、県央事務所は、石川県地域防災計画において、石川県内において大規模な災害の発生が予測され、かつ、石川県庁に災害対策本部が設置された場合、必要に応じて現地災害対策本部が設置される施設として位置づけられている。

しかしながら、現在の県央事務所は、昭和44年に建築された施設であり、建築後すでに40年以上経過し、経年劣化による老朽化が著しいことに加えて、現行の耐震基準に適合していないことから、大規模な災害が発生した場合、災害復旧の拠点となる施設でありながら、施設自体が倒壊して、隣接する道路を寸断するなどの危険性を有しているだけでなく、施設が倒壊すると現地災害対策本部の設置ができなくなり、所管区域の災害復旧活動に著しく支障をきたすことになる。